

矯正施設入所者等の相談支援に関する実施要領

令和2年4月10日制定
千葉県健康福祉部健康福祉指導課

1 目的

犯罪をした者等が矯正施設等を出所した後、安定した地域生活を送ることができるようになるまでの「切れ目のない生活支援」を実現するため、矯正施設入所者等に対し、別添「支援リーフレット」を配付し、矯正施設等に入所中からの支援ニーズの把握、出所後の社会復帰や生活再建に向けた相談支援を実施する。

2 配付対象者

法務省東京矯正管区の管内に所在する刑事施設及び少年院に収容されている者（労役場留置者を含む。）であって、次の要件の全てを満たす者（以下、「支援対象者」という。）とする。

なお、厚生労働省所管の地域生活定着促進事業の対象候補者として検討されている者については、同事業の適用を優先するものとする。

- (1) 他管区の刑事施設又は少年院への移送の予定がないこと。
- (2) 当該矯正施設の福祉専門官等の判断において、次のいずれかの理由により、千葉県内への帰住が見込まれること。
 - ア 千葉県での生活歴がある。
 - イ 親族等が千葉県で生活しており、千葉県内への帰住が適当である。
 - ウ その他千葉県を帰住先とすることに特段の理由があり、かつ真摯に千葉県への帰住を希望している。
- (3) 帰住等に当たり、高齢、障害に限らず、地域社会の福祉関係機関等により、何らかの支援を受けることが望ましいと思われること。

3 配付の時期及び配付方法

支援リーフレットの配付は、特段の事情がない限りにおいて、支援対象者が在所する施設の福祉専門官等の判断及び指導の下において行う。

4 支援の申し出

支援対象者からの支援の申し出については、支援リーフレットを使用し、健康福祉指導課が受諾する。

5 支援の実施

4の申し出があったときは、健康福祉指導課は、中核地域生活支援センター連絡協議会その他関係機関と協議の上、その者の帰住希望地を管轄する中核地域生活支援センターに通知し、通知を受けたセンターをもって支援を実施する。

なお、千葉市、船橋市及び柏市を帰住希望地とする申し出については、健康福祉指導課において、矯正施設入所者等を訪問、面接し、支援ニーズを確認の上、各市の担当窓口へ支援の引き継ぎを行うこととする。

矯正施設入所者等の相談支援事務処理フロー

